

『通鑑綱目』研究の現状と『綱目』初稿の意義

——呂祖謙『大事記』に注目して——

福 谷 彬

はじめに

本稿は近年注目すべき成果が発表されている『資治通鑑綱目』（以下、『綱目』）に関する国内外の研究動向の紹介と、それを踏まえた筆者の『綱目』研究の現状を報告することを目的とする。まず『綱目』の基本事項を確認しておきたい。

『綱目』は南宋の朱熹（一一三〇―一二〇〇）が著した編年體の歴史書で、北宋の司馬光の『資治通鑑』（以下、『通鑑』）を、朱熹が自らの大義名分論・正統論の立場から再編した著作である。『綱目』は『春秋左氏傳』の體裁に倣っており、「綱」は歴史記事の概要を大書し、「目」はその事件の詳細を記述する。特に「綱」には朱熹の歴史記事に對する「褒貶」が込められており、その意味で『綱目』は朱熹の春秋學の應用的な著作とも言える。

もともと、朱熹の著作としての『綱目』に對する現代の評価は芳しくない。というのも、現行の『綱目』のテキストはどこまで朱熹の手を経ているのか不明な點が多いからである。朱熹は『綱目』を記す際に、編修の方針を示す「凡例」を

まとめ、それを複数の弟子と共有して編修作業を行った。しかし作業は難航して朱熹の生前には完成せず、編修作業を引き継いだ朱熹の門人によって南宋の嘉定十二年（一二二九）に初めて出版された。

明末の趙自勳『綱目續麟』は、『綱目』は「凡例」のみが朱熹の著述で、しかも「凡例」もまた朱熹の定論ではなく、『綱目』の「目」文だけでなく「綱」の部分までもが門人の手になると主張した。『四庫提要』や全祖望も同様の立場であり、^①こうした見方は現在でも影響力を持っている。

しかし、近年では文献批判的な観点から現行の『綱目』のテキストの成立に關して重要な研究が國內外で發表されている。そのうちの重要と思われる研究が、嚴文儒・葉建華・湯勤福・郭齊・顧少華・中砂明德諸氏、そして嚴文儒氏の學生である郁輝氏の研究である。

また、筆者自身も以前、「『資治通鑑綱目』と朱子の春秋學について…義例說と直書の筆法を中心として」（『東方學』一二七號、二〇一四）と題した論考で、『綱目』の筆法と朱熹の春秋學との關係について論じた。これまでの研究では、孔子による一字褒貶やその読み解き方を解説する義例の存在を否定したはずの朱熹の春秋學と、「凡例」に基づいて多くの褒貶を伴う歴史記述をする『綱目』の内容との間の隔たりが指摘されてきた。これに對して筆者は、朱熹の春秋學は、義例說のうちの「變例」の存在を否定し、正例については肯定していたこと、そして『綱目』の筆法とは、朱熹が考える「正例」に基づく記述であつたことを指摘し、朱熹の春秋學と『綱目』の思想的―貫性を明らかにした。

これらの研究は相互に參照していないものもあり、議論の餘地の残る點がある。特に中砂氏の研究は、『綱目』の注釋や序文などの關連資料を綿密に分析して、テキストの改竄や偽作の可能性を指摘しており、非常に重要であるが日本語の研究であるため中國側の研究では參照されていない。

本稿では、これらの、現行の『綱目』のテキスト形成に關する近年の研究成果を確認しながらその主張の論據を整理し、

また筆者なりにこれまでの研究で指摘のなかった資料を取り上げつつ、これらから浮かび上がる朱熹の『綱目』の執筆の過程を整理し、今後の『綱目』研究の課題を提示することとしたい。

一 『綱目』の成書過程について

近年の『綱目』研究で、まず挙げねばならないのは、葉建華氏の「論朱熹主編《綱目》」（『文史』三九、一九九四）である。この論考において葉氏は、朱熹の書簡の内容を分析して、『綱目』の成書過程が、以下のように①草稿の編修時期、②初稿の完成時期、③改訂時期の三つの時期に分けられることを指摘した。

①まず、司馬光の『通鑑』『通鑑目錄』『舉要曆』と胡安國の『舉要曆補遺』の四書の凡例を基礎に、朱熹が『綱目』の草稿と「凡例」を作成した段階（乾道三年～八年。一一六七～一一七二）である。朱熹が『舉要曆補遺』を手に入れた時期を開始時期とし、『綱目』の序文を記した時点（乾道八年。葉氏は「凡例」と『綱目』草稿の完成時期と見る）⁽¹⁾までを一區切りとする。

②次に順調に作業を進め、初稿を完成させた段階（乾道八年～淳熙二年。一一七二～一一七五）。葉氏は、淳熙二年（一一七五）に朱熹が呂祖謙に宛てた書簡に「原稿はほぼできあがり、清書するのをまっつて」とあるのを根拠に、この時期には初稿がほぼ完成していたと考える。⁽²⁾

③そして没年に至るまで全體にわたって修正を加えた段階（淳熙二年～慶元六年。一一七五～一二〇〇）。この時期に朱熹は『綱目』編修に餘力がないことを複数の友人・門人に嘆いている。⁽³⁾（この時期の主な協力者に趙師淵がおり、彼の編集作業における関與の度合いは多かったと見られ、『綱目』を趙師淵の著作と見る説もある。）

以上のように葉氏は朱熹による『綱目』執筆の過程を大きく三段階に分けた。この三段階については②と③の区切りをどこで付けるか、という點で湯勤福氏『朱熹の史學思想』（齊魯書社、二〇〇〇）、第五章「朱熹の史著編纂思想」に異論があるものの、大筋としてこの三段階に分けて考えることができるという點については内外の學界の共通の認識となっていると言える。

葉氏の指摘にはいくつかの點から修正の指摘がなされている。まず、葉氏は乾道八年の『綱目』の序文執筆の時點で「凡例」が完成したとするが、湯勤福氏は後述の朱熹の尤袤宛書簡を根據に、序文執筆後も朱熹は『綱目』の「凡例」を修正している點を指摘している。湯氏は更に最終的に朱熹は「凡例」を放棄するに至ったと考えるが（湯書、一九一頁）、この點については慎重に見るべきである。これは湯氏の考える朱熹の春秋學に、『綱目』の内容を引き寄せて考えようとする議論で首肯できない。⁴ 乾道八年の時點で完成したのは「凡例」の草稿であつて、その後の改訂は「凡例」の増補・修正と、本文の修正とが同時並行で行われたと見るのが穩當であろう。この點については本稿で後述する。

これまで『綱目』の完成を信ずる立場の者は、①・②の時期の序文や書簡を根據に挙げ、『綱目』を未完の書と考えるものは③の時期の書簡を擧げること常とした。しかし、書簡の成立年代に従つてその内容を整理すれば、一度は完成間近だった『綱目』に對して朱熹が繼續的に改訂を重ね、遂に完成させられなかった狀況が一目瞭然となったのである。

二 『綱目』の出版について

以上のように、葉氏の研究によつて『綱目』の編修過程の概觀が明らかとなったわけだが、近年のもう一つの『綱目』研究の成果が、『綱目』の出版狀況に關する研究である。『綱目』の版本の流傳について考察したのは嚴文儒氏である。嚴

氏は「通鑑綱目宋元版本考」（『華東師範大學報』一九九九）で、宋・元時代の『綱目』の刊行状況と流通についてまとめている。以下、本稿での筆者の關心に従い、宋代の刊行状況を示せば、以下のようになる。

先述のように『綱目』は朱熹の生前には完成しなかった。朱熹の没後、原稿が朱熹の邸宅に藏せられ、南宋の嘉定三年（一二二〇）に、朱熹晩年の有力な弟子の一人である李方子が『綱目』の原稿を朱熹の子、朱在から手に入れた。嘉定九年（一二二六）に、眞德秀が右文殿修撰知泉州の時に、泉州に赴任していた李方子がこの書を眞德秀に呈した。嘉定十一年（一二二八）に、眞德秀は泉州の餘財によつてこの書を出版することとし、陳孔碩と李方子に序文を委嘱し、翌年に完成させた。これが嘉定十二年刊の泉州刻本、陳振孫『直齋書錄解題』が著録するところの「溫陵本」で、『綱目』の初刻本と考えられる。

眞德秀は更にこの時の版本を臨安の國子監へと移送し、この書を世に廣めようとしており、朝廷もこれを許可している。眞德秀はこの時、『綱目』の網文のみを記した書である『綱目提要』五十九卷も單刻している。

眞德秀が出版した嘉定十二年の初印本は現存しない。現存する『綱目』諸版本で最も古い中國國家圖書館が所藏する宋版^⑤には、陳孔碩と李方子の序文がなく、このことから嚴氏は、國家圖書館本は、この嘉定十二年刊本の版本が國子監に送られて後に印刷された本であろうと推定する。また、元朝に至ってからも、南宋の國子監の後身である西湖書院は元の南宋國子監の版本を保管し、これらの重刻を行ったようである。國家圖書館が藏する宋刻元修本は、嘉定十二年溫陵刻本の版本が西湖書院で修補されて印刷されたものであると嚴氏は推定する。

以上のように、嚴氏は宋元代の『綱目』の出版の概況を明らかにした。嚴氏の推定が正しく、國家圖書館所藏の宋版『綱目』が嘉定十二年刊の初刻本『綱目』の版本を用いているとすれば、その底本は李方子が朱在から得た原稿であり、朱熹の逝去から日も浅く、現在最も信頼できるテキストということになる。『朱子全書』本の『綱目』はこの國家圖書館

が所蔵する宋版を底本にしている。本稿の『綱目』の引用はすべて、『朱子全書』本に據ることとする。

嚴氏の研究を踏まえた上で、更に『綱目』の諸注釋や『綱目』の附録資料に着目して、『綱目』の通行本である明末の七家注本の成立に至るまでの出版状況を明らかにしたのが中砂明德氏である。中砂氏は『中國近世の福建人——士大夫と出版人』（名古屋大學出版會、二〇二二年）第三章「教科書の埃をはたく」において、『綱目』諸版本やその注釋書の出版の経緯やその普及、出版者による本文や序文に對する改竄の状況を非常に詳細に考察している。内容が多岐に涉っているのに網羅することはできないが、重要と思われる事項のみまとめると以下の通りである。

『綱目』の通行本は「七家注本」と呼ばれる版本で、これは『四庫全書』本『綱目』の底本にもなっている。七家注の中身は、尹起莘『發明』・劉友益『書法』、汪克寛『考異』・徐昭文『考證』・王幼學『集覽』・陳濟『集覽正誤』・馮智舒『質實』である。この七家注本には附録資料が多く附載され、『綱目』を論ずる際の基本資料としてしばしば利用されるが、中砂氏は、これらの資料や更に注釋自體にも、合注本を出版した際に多くの改竄があることを指摘する。

『四庫提要』は、『綱目』の七家注本は明代の江西提舉の黃仲昭が完成させたとするが、『提要』が根據としていると思われる七家注本附載の黃の序文（日付は弘治九年（一四九六））には改竄があり、正確には彼が完成させたのは、右の七家から馮智舒「質實」を除いた「六家注」である（中砂書、二九一～二九二頁）。馮智舒なる人物の「質實」なる注釋は、實質的には、七家注本の刊行者である建陽の書肆の劉弘毅が作った注釋であり、六家注の序文に細工をして、馮智舒「質實」をもぐりこませて「七家注」としたのもこの劉弘毅である。また、黃仲昭の六家注本の前身の合注本である『文公先生資治通鑑綱目』（『集覽』・『發明』・『考異』・『集覽正誤』を合わす）の編修には、劉刻という書肆が関わっている。中砂氏の指摘によれば、この劉刻は、合注の際に『考異』『考證』の内容を改竄している可能性が高い。特に現存する汪克寛の注釋とされる『考異』は、『綱目』の「凡例」を金科玉條のように振り回す、「凡例」至上主義の内容であるが、中砂氏は『考異』以

外の汪克寛の著述を分析して、汪克寛が「凡例」の存在を知っていたとは思えず、従って「凡例」を根據に『綱目』のテキストを訂正しようとする「考異」の内容は後世に付加されたものであらうと推定する（中砂書、二五〇頁）。

更に『文公先生資治通鑑綱目』以降の合注本に附載される「王柏後語」、「文天祐識語」、「倪士毅凡例序」、「汪克寛考異序」、「考異凡例序」、「考證序」といった「凡例」關係の資料の内容も、不自然な内容を多く含んでいるとし、これらについても中砂氏は、劉刻による細工の可能性を指摘する。中砂氏の論考を讀んだ上での筆者の印象としては、全體として「凡例」を貴重書として稱揚する方向で改竄が行われているようである。

三 「凡例」およびその関連資料について

中砂氏の研究によって、『綱目』附載の「凡例」周囲の資料には内容が怪しいものが多く含まれていることが明らかとなった。もともと中砂氏は「凡例」本體についての眞偽の判定は避けている。ここで「凡例」についての基本情報を整理しておきたい。

『綱目』の「凡例」の存在は『綱目』の編修方針を知る上で非常に重要である。現行の「凡例」が朱熹が自ら作成し、弟子が『綱目』作成の際に参照したものであるとすれば、極論すれば『綱目』本文を讀まなくても、朱熹の編修の方針や著書の重點がこれによって知ることが出来る、という性質のものである。

現存する宋・元版にはこの「凡例」を附したものは存在しない。ただし、李方子の「後序」は既に「凡例」に觸れており、宋代に「凡例」と呼ばれる『綱目』の附録物が存在したことは確かなようである。

湯勤福氏は現行の「凡例」を偽作とする説を唱え、郭齊「關於朱熹編修《資治通鑑綱目》的若干問題」（『四川大學學報

（哲學社會科學版）、二〇〇一年七月）や中砂氏は湯氏の指摘に對する批判を通して「凡例」に對する研究を進めている。「凡例」に關して確かな點を整理すれば以下になる。

- ・朱熹は「凡例」に基づいて『綱目』を編修し、ともに作業した弟子もこれに基づいて編修したと考えられる。
- ・『綱目』草稿執筆の段階から朱熹は「凡例」を『綱目』卷末に附録して、編修の意圖を讀者に示す構想であつた。⁽⁶⁾
- ・眞德秀が泉州で『綱目』を出版した際の李方子の後序（嘉定十二年（一二一九）の作）は、『綱目』に「凡例」を附録したことを記す（ただし「凡例」を附録する宋元版は現存せず）。⁽⁷⁾
- ・宋末や元代の諸書に『綱目』の「凡例」の記述に注目するものは確かに存在し、その引用文も概ね現行の「凡例」と一致する。⁽⁸⁾
- ・現行の「凡例」は、十九門・百七十三カ條に及ぶ長大なもので、元代に再發見され倪士毅によつて出版された。（倪士毅「凡例序」が書かれたのは至正二年（一三四二）。倪の序によると「凡例」は趙師淵の一族から得たようである。）

またこれまでの研究で「凡例」に對して指摘される疑問點はおおよそ以下の通りである。

- ①現行の「凡例」は非常に長大で、そうした長大な「凡例」に基づいて歴史を記述するという方針自體が、義例説を否定した朱熹の春秋學と整合的でないように思われること。
- ②現行の「凡例」と『綱目』本文とは、食い違ふ箇所が少なくないこと。
- ③「凡例」周辺の資料の記述には、他の資料との矛盾點や僞作・改竄の可能性の疑わしい部分が少なくないこと。⁽⁹⁾

④初版『綱目』に附録された「凡例」と、現行の「凡例」との間には斷絶があること。「王柏後語」によると、元初の王柏は金華で「凡例」を出版しようであるが、その「凡例」は彼が趙師淵の一族から得たものであつて、泉州刻本に附載されていたはずの「凡例」について言及がなく、別系統のテキストと考えられる。また、文天祐と汪克寛は王柏の「凡例」出版に觸れるものの、倪士毅が入手した「凡例」と王柏出版の「凡例」との関係は明確でない。また、現行の「凡例」が朱熹に遡るものであつたとしても、趙師淵が書寫した「凡例」がいつのものであるのか不明である。

右の疑問點は湯勤福氏が「凡例」の偽作説を提唱した際の根據にもなっている。もともとこれらの疑問點に對しては、既に様々な觀點から反論されてきた。まず①については拙論『通鑑綱目』と朱熹の春秋學を参照されたい。朱熹の春秋學は、「變例」の存在を否定しても「正例」の存在自體は否定していない。むしろ、「正例」（『綱目』で言うところの「凡例」）の規定に従つて事實を「直書」することで、「褒貶」が自然と生じると考える點で、朱熹の春秋觀と、『綱目』の構想とは思想的に一貫しているのである。拙論ではそのことを論じた。

また②についても、『綱目』が未定の書で、朱熹の晩年の書簡に『綱目』全體を修訂できないことへの嘆きが散見し、また編修作業が門人との分擔作業であることを考えれば、『綱目』本文に「凡例」を遵守しきれない箇所が多くても疑問とするに及ばない。

慎重に検討しなければならないのは、③と④についてであろう。③については主に中砂氏が指摘している。

先述の中砂氏の研究から推察されるように、「凡例」周邊の資料の改竄は、「凡例」の稱揚を目的とするものであつて、必ずしも「凡例」自體の偽作の根據に直結するものではない。また、中砂氏の研究で挙げられる「凡例」再發見以前に諸書に引用される『綱目』「凡例」の引用は、いずれも現行の「凡例」の記述と決定的な違いがあるわけではない。以上の

ようにして見れば、『綱目』の「凡例」を偽作と斷定できる決定的な根拠はない、ということになるのである。基本的に現行の「凡例」の内容は朱熹の意向を反映するものとして尊重する必要があると思われる。

その上で、問題にしたいのは、④の現行の「凡例」が朱熹のいつ頃の思想を反映したものであるか、についてである。湯氏は、朱熹は『春秋』の義例説に批判的だったことを挙げ、『綱目』における「凡例」の存在はこれと矛盾し、朱熹は最終的に『綱目』の「凡例」を放棄した、と主張した。湯氏のこの主張に反対して、中砂氏は「(筆者注・湯氏の説は) 現行の「凡例」が早期に定められたと見れば、たちまち怪しくなる。湯が言う晩年の「凡例」放擲と、初期の「凡例」を趙師淵が手に入れることは矛盾しない。」(中砂書、二二五頁)と指摘し、中砂氏は現行の「凡例」が朱熹の早期の作である可能性を示唆する。この可能性は果たして存在するのだろうか。その点について、筆者なりに考察してみたい。

まず、「凡例」の成立過程について整理しよう。乾道八年(一一七二)の『綱目』の序文で、朱熹は司馬光が『通鑑』と『通鑑目錄』と『舉要歷』を著し、また胡安國『舉要補遺』を著したが、どの書もいまだ分量が適當でなかったり、未完成であつたりするので、朱熹が「同志」とともにこれら四書に依據して「義例」を著し、また全體を「義例」に基づいて整理して『綱目』を著した、と説明している。^⑩序文を書いた乾道八年は、先述の葉氏の綱目の執筆段階に關する研究では、草稿の完成時期と位置づけられていた。右の『綱目』の序文の記述からは、『綱目』が草稿段階から「義例」という全體の編集方針を示す著述に基づいて編集されていたことがうかがわれる。更に、この序文で朱熹は『綱目』の綱文について以下のように記している。

凡そ、大書には「正例」と「變例」とがある。「正例」とは例えば、始終・興廢・災祥・沿革・及號令・征伐・殺生・除拜の重大なものである。

凡大書有正例有變例。正例如始終・興廢・災祥・沿革・及號令・征伐・殺生・除拜之大者。

朱熹は『綱目』の序文で、先述の司馬光・胡安國の、『通鑑』に關する四つの著作に基づいて「義例」を作成したと言い、また「大書以提要」と記して『綱目』の綱文について説明する。そしてその上で「大書以提要」文に對する分注で朱熹は、「大書」には「正例」と「變例」とがあると言い、右のように「正例」の實例として「始終・興廢・災祥・沿革・號令・征伐・殺生・除拜」の八項目を擧げる。この八項目は、草稿執筆時の「義例」の細目を記したものと思われる。さてここで、現行の「凡例」の記述に目を移そう。

現行の「凡例」は「統系・歳年・名號・卽位・改元・尊立・崩葬・篡賊・廢徙・祭祀・行幸・恩澤・朝會・封拜・征伐・廢黜・罷免・人事・災祥」の十九項目によつて構成されている。比較すれば「災祥」と「征伐」の項目名はどちらにも見えている他、一致する項目名はない。『綱目』の序文に見える「正例」の記述は項目名以外史料が現存しないため、これ以上の考察はできないが、現行の「凡例」を朱熹の作と假定して、項目名を見比べる限り、草稿完成時點から大幅に書き加えたものであることは推測できる。よつて、現行の「凡例」が草稿時期のものである可能性は排除できる。

次に問題になるのが、『綱目』初稿時期の「凡例」である可能性である。このことについてはこれまで十分に検討されて來なかつたように思われる。しかし、それは無理からぬことで、史料の制約のため朱熹による『綱目』の改訂の過程は朱熹の文集と『語類』に残る斷片的な記述を手がかりとする他なく、『綱目』初稿の内容は一切わからなかつたからである。筆者は新たな史料に注目することで、初稿の『綱目』本文と「凡例」の改訂について考察したいと考える。

四 呂祖謙『大事記』に引用される『綱目』初稿について

本稿で筆者が新たに注目するのは、朱熹の學問上の盟友で、永嘉學の領袖的存在であった呂祖謙（一一三七～一一八二）が著した『大事記』という歴史書である。呂祖謙『大事記』は朱熹が『綱目』を編修していたのと同時期に編修が進められ、朱熹と呂祖謙は互いに自らの書の進捗状況を報告し合っている。呂祖謙『大事記』は、事實の考證や史料の新たな發掘よりも、先行する諸書の筆法を取捨して、全體を一貫した方針で歴史を記述することを目的とする點で、朱熹『綱目』とよく似た性格の歴史書と言える。『大事記』全十二卷⁽¹⁾は、『春秋』の魯の哀公十四年の獲麟の條に始まり、戰國時代は周を中心として紀年し、冒頭に周の敬王四十九年と大書する。序文によると、もとは『綱目』と同じく五代十國時代までを扱う豫定であったようだが、呂祖謙は淳熙八年（一一八二）に死去しているため、現行の『大事記』は漢の武帝の征和三年のところで終わっている。

さて、本稿がここで『大事記』を取り上げるのは、『大事記』そのものを考察対象とするためではない。『大事記』にたびたび引用される『綱目』のテキストを取り上げるためである。『大事記』が引用する『綱目』のテキストは、今日の版本の『綱目』と異なっている。それは、呂祖謙は朱熹より二十年ほど早く死去しており、彼が目にした『綱目』のテキストは葉氏が分類したところの朱熹の『綱目』編修過程の②の時期、つまりは初稿時期のテキストと考えられるためである。『大事記』が引用する『綱目』のテキストについては、管見の及ぶ限り、これまでの研究では全く言及されてこなかった。本稿では新たに『大事記』の引用を通じて、『綱目』初稿での朱熹の編集方針を推測したいと考える。

『大事記』は全編を通して、記事の典據を明示する。典據を示す際に、單に書名を記す場合と「以…修」のように記す

場合とがあり、兩者には明確な區別がある。單に書名のみを記す場合は原文をほぼそのまま引用しており、「以…修」と記す場合は「…」の歴史書の記述を用いて呂祖謙が獨自に修正を加えているようである。

淳熙二年（一一七五）八月のものと考えられる朱熹の呂祖謙宛の書簡には、『綱目』の初稿を近く清書することを傳えている。¹³『大事記』の序文は淳熙七年（一一八〇）に書かれており、またその翌年の淳熙八年（一一八二）に呂祖謙は死去している。以上から、呂祖謙が『大事記』で引用する『綱目』は、淳熙二年～三年に朱熹が清書して呂祖謙へ送付した『綱目』初稿のテキストと考えられる。以下、呂祖謙『大事記』に引用される『綱目』のテキストについて分析を試みる。

『大事記』中には、出處を『綱目』と明示する記事は全部で二十二條あり、『綱目』を「用いた」と説明する記事が八條存在する（別途資料を参照）。出處を『綱目』と記す記事の中で、宋版『綱目』と全く同文の條は十四條で、少しでも異なる條は八條あった。また、「以綱目修」と記す條の中で、宋版『綱目』と異なる文面の條が六條あったが、文が全く一致する條も二條あった。

本稿では『綱目』初稿から現行の『綱目』に至る修正の方針について、他の資料から傍證を得られるものを取り上げて考察したい。

① 臣下の死去に對する記述

まずは、前漢の孝文皇帝二年（前一七八）、丞相の位にあった陳平（？～前一七八）の死去に對する記述についてである。呂祖謙『大事記』は以下のように記している（カッコ内は原注）。現行の『綱目』の記述も並べて示す。

『大事記』…丞相曲逆獻侯陳平薨。（通鑑綱目）

『綱目』…丞相曲逆獻侯陳平卒。

『大事記』が引用する『綱目』初稿は陳平の死を「薨」と記すのに對して、現行の『綱目』は「卒」と記す。ここで陳平の事績を確認しよう。陳平は漢の高祖の參謀の一人である。高祖の死後に呂氏一族が權力を握った際には、呂氏を反亂に追い込んでそれを鎮壓し、逆に呂氏一黨を肅清し、その後即位した文帝には宰相として仕えた、漢王朝にとっての忠臣である。陳平の死去については、『史記』「陳丞相世家」は「孝文帝二年、丞相陳平卒、諡爲獻侯。」と記し、また『通鑑』は「冬、十月、曲逆獻侯陳平薨。」と記す。『綱目』初稿の記述は『通鑑』の記述とほぼ同じであるが、「丞相」の二字を加えている點が異なる。呂祖謙がこの陳平死去の記述の出處を『通鑑』ではなく『綱目』と記しているのは、この「丞相」と明記する記述を採用したからということになる。試みに、現行の「凡例」を見ると以下のような條文が見える。

凡そ、臣下たちが死去した際には、ただ宰相のみ全て記す。賢人の場合は「某官の某爵姓名卒」と記してその諡を分注で記す。

凡諸臣之卒、惟宰相悉書。賢者曰。某官某爵姓名卒而註其諡。

この條文の指示にそのまま従えば、丞相陳平の死去は「薨」ではなく、「卒」と記さなくてはならないはずである。實際に現行の『綱目』は「卒」と記す。一方、初稿では「薨」となっていたようである。以上から、現行の『綱目』が陳平の死去を「卒」と記しているのは、「薨」と記していた初稿の記述を改めたものであり、また、現行の「凡例」が「卒」と記すよう指定してある以上、初稿が「薨」と記して『通鑑』の記述を踏襲しているのは、初稿段階では「卒」と記すべき

とする規定が存在しなかったからと推測できる。言い換えれば、現行の「凡例」で宰相の死去を「卒」と記す規定は改訂段階で増入されたものであると考えられるのである。¹⁴ それでは、朱熹はなぜこのように「凡例」の内容を改めたのであるか。この時の變更の意圖をうかがわせる問答が『語類』卷八三に記録されている。

先生が仰った。「『春秋』は」魯の君主（の死去）については「薨」と記し、外の諸侯については「卒」と記す。劉敞（字は原父。『通鑑』の編者の一人）が司馬光に答えた書簡に「薨」と言うのは、臣下が君主に對して言う際の言葉です。」とあり、司馬光もそれに同意している。「卒」の字を用いるのは、貶める際の言葉だ、と考えるのは正しくないだろう。」萬人傑錄。

又曰。魯君書薨、外諸侯書卒。劉原父答溫公書、謂薨者、臣子之詞。溫公亦以爲然。以卒爲貶詞者、恐亦非是。人傑。

この問答に見える劉敞は『通鑑』の編者の一人であり、『語類』に見える劉敞の司馬光への書簡も『通鑑』編集に関わるやりとりと考えられる。劉敞は、『春秋』の經文が魯公の死去を「薨」と記し、その他の諸侯の死去を「卒」と記すのは、褒貶の意圖があるのではなく、單に記録者と死亡した君主との間に君臣關係があるか否かが関わっているだけだ、と主張しており、朱熹もこの考えに同意している。この考えを『綱目』に當てはめて考えれば、記述對象と異なる時代に生きる歴史書の著者は、記述對象となる王朝と君臣關係がないのだから、その時代の人物の死去は賢人といえども「薨」ではなく「卒」と記せばよい、ということになる。『綱目』初稿で陳平死去を「薨」と記述していたのを「卒」と改め、また現行の「凡例」でも「卒」の字を用いて記述するよう規定しているのは、右の考えを反映していると考えられる。田中謙二

『朱門弟子師事年攷』（『田中謙二著作集』第三卷所收、汲古書院、二〇〇一年）の考證によれば、『語類』のこの條の記録者である萬人傑の師事期は淳熙七年（一一八〇）以降の五次に渉る。淳熙二、三年（一一七五―一一七六）に初稿を完成させた後、この問答が交わされた前後の時期に、陳平の死去の記述は「薨」から「卒」へと改められ、「卒」と記すべきという「凡例」の規定も書き加えられていた可能性が高い。

ただし、宰相の死去を記述する際の「凡例」が、『綱目』初稿執筆時點で、全く無かったか、と言われれば、そうとも思われない。

というのも、『通鑑』の記述と『綱目』の記述の違いに目を向ければ、初稿時點での『綱目』の記述にも一定の規定の存在がうかがわれるからである。『通鑑』では陳平の死去の記事を「曲逆獻侯陳平薨」と記述するのに對し、『大事記』に引用される『綱目』の初稿では「丞相曲逆獻侯陳平薨」と記して「丞相」の二字を『通鑑』に足していたようである。恐らく初稿段階で『綱目』が陳平の死去を「宰相」と明記する形で記述しているのは、現行の「凡例」の「凡諸臣之卒、惟宰相悉書。」の規定が初稿時點で既に存在していたからだと考えられる。

無論、現行の「凡例」が、朱熹が手定したテキストをそのまま傳えているかはわからない。しかし、以上の考察から、現行の「凡例」の内容において朱熹の編纂の意向をうかがい知ることができるのである。つまり、現行の「凡例」の「凡諸臣之卒、惟宰相悉書。」に相當する部分は、「凡例」の初稿時點で既に存在し、「凡例」の改訂時點で「賢者曰。某官某爵姓名卒而註其諡。」に相當する部分が付け加えられたと考えられる。

この陳平死去の記述の改訂に關連するケースとして、他の史料に見える改訂の例にも目を向きたい。淳熙十三年（一一八六）のものとされる『文集』卷三十四、「尤延之に答うる」書の以下の記述を見てみよう。

思いますに司馬光の舊例に、「凡そ王莽の臣下が死去した際には皆な「死」と記す。例えば、太師王舜の類である。」とあります。ただ揚雄に關してだけ、王莽の朝廷に仕えた官職を隠して、「卒」と記しているのは、曲筆と言つても過言ではありません。かえつて、司馬光の本例に従つて「莽の大夫の揚雄死す」と記すことは避けられず、そうすれば、死を畏れて節義を失う輩を警告するのに十分で、司馬光の「直筆」することを定めた正例を少しも改めることはありません。

按溫公舊例、凡莽臣皆書死、如太師王舜之類。獨于揚雄、匿其所受莽朝官稱而以卒書、似涉曲筆。不免却按本例書之曰、莽大夫揚雄死、以爲足以警夫畏死失節之流、而初亦未改溫公直筆之正例。〔朱文公文集〕卷三十七、「答九延之」／『朱子全書』第二十一冊、一六三二頁

朱熹は、司馬光の舊例（現在は確認できない¹⁵）では、王莽の臣下の死去を「死」という字を用いて記述する規定があつたと指摘する。『通鑑』を見ると、王舜については、『通鑑』卷三十七、天鳳三年の條に、「太師王舜、莽の位を篡ひて自り後、病悸凌劇して、死す。」と「死」という文字を用いるが、揚雄については、『通鑑』卷三十八、天鳳五年に、「是の歳、揚雄卒す。」と記し、「死」の字を用いていない。これに對して『綱目』卷八上は、「莽大夫揚雄死す。」と記し、揚雄が王莽の臣下であつたことを明記し、また「死」という文字を用いて記述している。さて、現行の「凡例」には確かにこの記述に關する規定が存在している。

凡そ篡賊の臣下は死と記す。

凡篡賊之臣書死。（范增・王舜・揚雄之類）

『綱目』が篡賊の臣下の死去を「死」と記すのは、『禮記』曲禮篇に、庶人の死去は「死」と記すとされ、また篡賊の臣下は正統王朝との君臣關係が切れているから正統王朝を基準とすれば庶人同然ということになるからである。

以上をまとめれば、揚雄の死去を「死」と記述する方針を定めたのは、右の尤袤宛て書簡頃と考えられるため、右の「凡例」の記述は初稿時點では存在せず、この尤袤宛書簡頃に書き加えられたと考えられる。つまり現行の「凡例」の内容は淳熙十三年（一一八六）頃の朱熹の構想を反映しているのである。陳平死去の記述では、歴史記述者と記述對象との君臣關係、揚雄死去の記述では記述對象と正統王朝との君臣關係が問題になっている。どちらも君臣關係を基準に字の用い方を變更するということで、前提となる問題意識が近いので、陳平死去の記事および凡例の變更は、尤袤宛書簡と遠くない時期に改められたと推測される。

『大事記』の例に戻ってもう一點考察してみたい。

②孟子の事跡について

『大事記』は以下のような『綱目』初稿の綱文を採用している。『大事記』の周赧王元年である。

孟軻は齊で官職を辭して歸った。

孟軻致爲臣於齊而歸。（通鑑綱目）

この記述は、孟子が仕官先の齊の政治に失望して官を辭職した際の『孟子』の記述「孟子致爲臣而歸。」（公孫丑下）に基づいている。この事件のあらましは『孟子』梁惠王下・公孫丑下の記述をまとめれば以下の通りである。

孟子が齊に仕えていた折、齊の隣國の燕で政變が起こった。燕の混亂に乗じて齊が燕へ侵攻することが計畫され、孟子も賛同した。齊は燕を伐つて大勝し、齊王は燕を併合すべきかどうか孟子に意見を求めた。孟子は燕の人民が喜ぶならば併合するのがよい、と齊王に王道政治の實施を促しつつ併合に賛同した。ところが齊は燕で暴虐を働き、また周邊諸國も齊を警戒して燕を救援する動きを見せた。恐れた齊王に意見を求められた孟子は燕からの撤退を進言するが、聞き入れられなかった。占領を續けた齊は間もなく燕民の反亂を招いて、撤退を餘儀なくされた。齊に失望した孟子は官を辭して齊を去ることとなった。

さて、『大事記』の引用によれば、『綱目』初稿は「孟軻致爲臣於齊而歸」の語を綱文として掲げていたようである。これに對して現行の『綱目』の綱文では「孟軻去齊」と記した上で右の顛末を目文で記し、「孟軻致爲臣於齊而歸」の語は目文の方に入れている。つまり、朱熹は初稿を修正する段階で周赧王元年の孟子が齊を去る際の綱文を「孟軻致爲臣於齊而歸」から「孟軻去齊」へと改めたと考えられるのである。「孟軻致爲臣於齊而歸」と「孟軻去齊」とはどちらも『孟子』に基づく文であるが、朱熹はなぜこのように修正したのであるうか。

現行の『綱目』が基づいていると考えられる以下の「凡例」の記述が手がかりとなるかも知れない。

およそ、一人の人物の行き先や出處進退が國家の利害に關わり、時代的重要事に繋がる場合は、賢人か否かに關わらずすべて記す。(孟軻・吳起・衛鞅・李斯・張良・諸葛亮・管寧など)

凡一人之往來去就、關國家利害、繫時世輕重者、不以賢否、皆書。(孟軻・吳起・衛鞅・李斯・張良・諸葛亮・管寧之類)

また、この凡例の注に示されている孟子以外の記載も見てみよう。

- ・周顯王八年、「衛公孫鞅入秦。」
- ・周安王十五年「魏吳起奔楚、楚以爲相」
- ・秦二世皇帝三年「西楚殺韓王成、張良復歸漢。」
- ・漢獻帝興平十二年「劉備見諸葛亮於隆中」

いずれの記載も非常に簡潔な記述である。もし、周赧王元年の記述が「孟軻致爲臣於齊而歸」であれば、同じ凡例に基づくこれらの記述の中で、この條のみ他と體例が異なっていたことになる。恐らく朱熹は、同じ「凡例」に基づいて記述する他の記事と、記述にバラつきが出るのを避けて「孟軻去齊」の記事の方を採用したと考えられる。

また、現行本『綱目』は、孟子の往來を逐一記している。周の顯王三十三年（前三三六）の綱文に「孟軻至魏」とあり、周の慎靚王二年（前三一九）の綱文に「魏君薨卒。孟軻去魏適齊」とある。『孟子』の原文には、孟子が梁惠王のもとに到着した際の話（梁惠王上）や、孟子が魏の襄王と會見して失望した際の話が見える（『孟子』梁惠王上）。『綱目』が『孟子』が記すこれらの會見の記事をこれらの年に繋年したのは『通鑑』の記事を踏襲したと考えられるが、『通鑑』は「至魏」「去魏」とは記さない。これらの年に孟子がこれらの國に移動したと記すのは『綱目』独自の記述である。

郁輝氏の「『資治通鑑綱目提要』研究」（華東師範大學、二〇〇五屆研究生碩士學位論文、二〇〇五年五月）に據れば、『綱目』初稿よりも後で、現行本の『綱目』より以前の段階の執筆過程を示すとされる朱熹の著作の『綱目提要』（佚）には、孟子が魏を去った記事を記していなかったようである。¹⁸⁾つまり、「孟軻去魏適齊」の記事は『綱目』初稿の改定段階で書き加えられたと考えられる。

以上から、以下のように推測される。『綱目』初稿段階で孟子が齊を去ったことを「孟軻致爲臣於齊而歸」と記してい

たのは、この記述が特定の凡例に基づかず、他の記述と體裁を合わせる必要のない「特書」であつたためと考えられる。『綱目提要』に「孟軻去魏適齊」の記述がなかつたというのも、この記述が改訂段階で付け加えられたものであることを思わせる。恐らくはこれらの特定の人物の往來を記す右の凡例自體が初稿段階では存在しなかつたと思われる。改訂段階で孟子だけでなく他の人物の移動についても記述することとし、右の「往來去就」に關する「凡例」を作り、同じ「凡例」に基づく他の記事との記述の統一の必要が生じたために、綱文は「孟軻致爲臣於齊而歸」から「孟軻去齊」へと修正されたと考えられる。またこれに前後する形で、孟子の他の足跡についても示すことになり、孟子が齊を去つた記事に比べるとやや史料の根據が乏しいものの、「孟軻至魏」や「孟軻去魏適齊」の記事を書き加えたと考えられる。

初稿完成後の朱熹の呂祖謙宛の書簡で、『綱目』の改訂作業について觸れて、朱熹は以下のように言う。

『綱目』も近々更に三分の一ほど重修します。條例は整つて、以前に比べて綿密になりました。いつか全體的に「櫟括」を行わなくてはなりません。

綱目近亦重修及三之一。條例整頓、視前加密矣。異時須求一爲櫟括。

この書簡は陳來の考證によれば、一一七七年の作である。先述のように、一一七五年の朱熹の呂祖謙宛の書簡では『綱目』初稿の完成が近いことに言及しており、呂祖謙が初稿を受け取つたのもそれから間もなくのことと考えられるが、わずか一、二年後の一一七七年には朱熹は「凡例」の改訂を含む大規模な『綱目』の修正作業に取り組んでいたことがわかる。さて、朱熹はこの書簡で「凡例」が以前にも増して精密になっていることに觸れつつ、全體を「櫟括」したいと考えている旨を報告している。「櫟括」とは『荀子』性惡篇の言葉で（『荀子』の原文では「櫟括」、曲がった木を矯正して真っ

直ぐにすることを指す。右に見たような、新たに「凡例」の条文を作成して、同じ「凡例」に基づく各條の記述を統一していく作業は、まさしくこの書簡で說かれる「櫟括」の表現に相應しいと思われる。

以上のように現行の「凡例」には、『綱目』改訂期の朱熹の考えを明らかに反映している箇所が存在し、よって現行の「凡例」は朱熹の『綱目』初稿完成時以前のものとは考えられない。それでは逆に晩年の學說についてはいつまで反映されているのか。この点については中砂氏の指摘を踏まえて簡単に考察しておきたい。中砂氏は現行の『綱目』の内容と、『語類』に見える朱熹の『綱目』に關する言及とで齟齬する箇所を指摘している。その中から「凡例」に關わる箇所を二つ挙げよう。

一、三國時代の紀年について。正統王朝が存在しない「無統」の世の紀年の例として、『語類』で朱熹は、甲子を掲げて魏・蜀・吳の年號を竝記すると説いている。¹⁹（現行の『綱目』及び「凡例」は三國時代は蜀を漢王朝の繼續と見なし、蜀漢の年號を大書して用いる。）

二、前漢の呂后が擁立した少帝の扱いについて。『語類』卷一〇五、餘大雅錄では、少帝は惠帝の子ではなく後宮美人の子であるとする前漢當時の言說に觸れつつ、それは弑逆の汚名を逃れるために說かれた當時の大臣らの情報操作であると、穿った見方を朱熹は提示し、『綱目』で少帝に關して特別な措置を施す必要はないのかという弟子の疑問を斥けている。²⁰この記録に基づいて考えるなら、この時期の朱熹は、少帝は惠帝の實子であると考えていたようである。（現行の『綱目』及び「凡例」は、少帝を漢王室の正統な君主と見なす體例を取っていない。）

一の三國時代の紀年に關連する「凡例」の條文は以下の記述である。「凡例」の「統系」の項目の條文で、「正統」とは、

周・秦・漢・晉・隋・唐を言う、とした上で、「漢」に注して以下のように言う。

高祖五年に始まり、炎興元年に終わる。これは習鑿齒と程子の説を用いた。建安二十五年以降は、魏の年號を斥け漢朝を正統として繫年するのは、司馬光とは異なる。

起高祖五年、盡炎興元年。此用習鑿齒及程子説。自建安二十五年以後、黜魏年而繫漢統、與司馬氏異。

この條文で漢王朝の最後の年とされる「炎興元年」とは蜀漢の後主の年號である。このように、現行の「凡例」では、三國時代の紀年は蜀漢の年號を用いると規定しており、右の『語類』での朱熹の發言のように、甲子を記した上で三國の年號を並記するという體裁になつていない。また、二の少帝の扱いに關わる「凡例」の條文は以下である。

凡そ事實の意味が同じでない場合は適宜文を變える。（例えば、呂后が少帝を廢位して幽閉して殺した類だ。少帝はそもそも惠帝の子ではなく、ただ呂后が自ら擁立してこれを殺した。だから「弑」とは記さない。）

凡事義不同者隨事異文（如呂后廢少帝幽殺之類。少帝本非孝惠子、特呂后所自立而殺之。故不得以弑書。）

少帝が惠帝の子であれば、呂后は正統な皇帝を弑殺したことになるので、「弑」と記述すべきということになるが、少帝は惠帝の子ではないので、「弑」とは記さないと規定しているのである。この條文の注を朱熹が書いたものと信じるなら、これを書いた頃の朱熹は、少帝は惠帝の子ではないと考えていたことになる。一の説が出されたのは陳淳・黃義剛が朱熹の講席にあった時期で、それは紹熙五年（一一九〇）以降である。また、二の説を記録する餘大雅は淳熙六年から十六年

(二一七九―二一八九)にかけて朱熹に師事している。そして、先述のように揚雄死去の際の記述を議論する朱熹の尤袤宛書簡が淳熙十三年(二一八六)のもので、この點は現行の「凡例」に反映されている。つまり、一一八六年の説は現行の「凡例」に反映されているのに對し、一一九〇年頃の考えは反映されていないことがわかる。斷片的な資料のみで斷定はできないが、以上の考察から現行の「凡例」の内容は、一一八六年―一一九〇年の間に朱熹が改訂した「凡例」に遡る可能性がある。このことは、現行の「凡例」の底本を書寫したとされる趙師淵の朱門入門時期が淳熙八年(二一八一)より早くはない、と考證されていることとも矛盾しない。⁽²¹⁾

小 結

本稿では呂祖謙『大事記』に引用される『綱目』初稿のテキストに注目し、現行の『綱目』のテキストとの異同を確認し、そのことを踏まえて現行の『綱目』の「凡例」の成立過程を推測した。結論として、次の二點を示したい。

現行の「凡例」には、『綱目』初稿から現行版に至る改訂作業の内容をうかがわせる痕跡が存在している。このことは現行の「凡例」が後世の偽作や假託ではなく、朱熹の意向を踏まえたものであることを浮き彫りにしていると考えられる。現行の「凡例」には、『綱目』改訂期の朱熹の意向を反映している箇所が複数存在しており、早年の作とは考えられない。また、漢の少帝を惠帝の實子とする晩年の説は反映されておらず、朱熹の絶筆ではない可能性が高い。

未だ十分な論述ではないが、ひとまず本稿はここで締めくくって、後日改めて『綱目』の「凡例」の成立年代について論じることとしたい。

註

(1)

『四庫提要』史部・史評類『御批通鑑綱目』「朱子因司馬光資治通鑑以作綱目、惟凡例一卷、出於手定。其綱皆門人依凡例而修、其目則全以付趙師淵。」全祖望『鮚埼亭集外編』卷三四「朱子綱目後」：「黃幹嘗謂綱目僅能成編、朱子每以未及修補爲恨、李方子亦有晚歲思加更定、以歸詳密之語、然則綱目原未成之書。其同門賀善爭之、以爲綱目之成、朱子甫踰四十、而後修書尙九種、非未成者。又力言朱子手著。但觀朱子與趙師淵書、則是書全出訥齋、本之朱子者不過凡例一通、餘未嘗有所筆削、是左證也。」

(2)

『朱文公文集』卷三三「答呂伯恭」／『朱子全書』第二一冊、一四五九頁「綱目草藁畧具、俟寫校淨本畢、即且休歇數月。」この書簡の存在はこの書簡が書かれた淳熙二年（一一七五。陳來書の考證を参照）に『綱目』の草稿が完成間近だったことを示す決定的な資料と思われるが、初稿の完成を七年後とする湯勤福はこの書簡に觸れておらず、郭齊氏や中砂氏は疑義を呈している。

(3)

通行本や現行本の『綱目』には、朱熹が趙師淵に『綱目』編纂に關して指示を與えた際の書簡「朱子手書」（成化版では「朱子與訥齋趙氏論綱目手書」とする）が附録されている。この「朱子手書」は、趙師淵が『綱目』の編修作業に非常に深く參與していたことを示す内容を含んでいる。『綱目』の附録資料の王柏「凡例後語」は、この趙師淵宛書簡の内容を根據に「綱下之目、蓋屬筆於訥齋」と言い、以降『綱目』の目文は朱熹ではなく、門人の作だ、とする門人作目説が出現する。この「朱子手書」については、湯勤福がこれらの書簡が朱熹の文集に見えないことなどを根據に偽作説を唱えたが（湯勤福「朱熹給趙師淵「八書」考辯」、『史學史研究』一九九八年第三期所收）、郭齊「關於朱熹編修『資治通鑑綱目』的若干問題」（『四川大學學報（哲學社會科學版）』、二〇〇一年第六期）、顧少華「朱熹「八書」與『資治通鑑綱目』眞僞考辯」（『史學月刊』、二〇一六年第八期）が相次

いで反論している。

(4)

朱熹は『春秋』の義例説に對して疑いの目を向けていた一方で、『綱目』には膨大な「凡例」が存在する。このことは舊來、朱熹の春秋學と『綱目』の實態の矛盾を示すこととして、しばしば指摘されてきた。湯氏は朱熹の義例否定の春秋學を基準として、『綱目』の改訂は、最終的に「凡例」を放棄するものであったと主張した。この點に關して、筆者は以下の點から反論する。つまり、朱熹の春秋學は、傳統的な春秋學の義例説における「變例」の存在を否定するものであって、「正例」の存在については否定していない。朱熹の春秋學と『綱目』の關わりについては、拙著『南宋道學の展開』第七章を参照。

(5)

筆者未見。嚴氏の調査に據れば、中國國家圖書館所藏宋版『綱目』は、五十七冊、五十九卷で、卷四十六から五十一までは別の二種類の宋版で補配しているという。王重民『中國善本書提要』は史部「資治通鑑綱目」の條で、潘祖蔭「寶禮堂宋本書錄」を引用し、この本が嘉定己卯溫陵刻本の版木で印刷されたものと推定する。臺灣國家圖書館所藏の宋版『綱目』は、「嘉定十二年眞德秀溫陵郡宋刻本」と著録される。嚴氏はこれを中國國家圖書館所藏の宋版と對校し、臺灣國家圖書館所藏の宋版は字が不鮮明で、脱損や補板があることから、その印刷は嘉定十二年の初印ではあり得ず、泉州刻本の版木が國子監に送られて後に印刷された版本であろうと推定する。

(6)

朱熹は『綱目』の草稿完成段階の乾道八年（一一七二）の序文である『朱文公文集』卷七十五「資治通鑑綱目序」において、司馬光と胡安國の「四書」に基づいて「條例」を作成したことに觸れつつ、「因述其指意條例如此列於篇端、以俟後之君子云。」と言う。

(7)

『綱目』卷首下「李方子後序」「著書之凡例、立言之異同、又附列於其後、使覽者得考焉。」

(8)

中砂氏は汪克寛が「凡例」を再発見する以前に『綱目』の「凡例」に言及した例を數點挙げる。まず、元・姚燧『國統離合表』序は、『綱

- 目」の「微本」と「建本」のテキストを「凡例」を交えながら比較し、三點の「微本」の誤りを指摘している（中砂書二三三～三四頁を参照）。この序の内容に據れば、姚燧は倪士毅より三十年以上前に「凡例」を見たことになる。なお、この序が引用する「凡例」のテキストは以下の通りである。「凡例曰。中歲改元、無事義者、以後爲正。其在興廢」また、姚燧は彼が見た「凡例」には以下の注が付けられていると言う。「其下注云。建安二十五年、改元延康。考之范史及陳志文、是漢號。通鑑所書、乃若曹丕稱王時所改者、今不悉見。」また、元の延祐二年（一三二五年）自序の程端禮『程氏家塾讀書分年日程』卷二「看通鑑」には「通鑑」を読むために「綱目」を参看する必要性を述べた上で、「綱目凡例」の名が上がつている（中砂書、二五九～二六〇頁を参照）。この他に中砂氏は、元・吳師道『禮部集』「趙彥衛保定安公紀後題」と元・史伯璿『管窺外篇』卷下に「凡例」の引用があることを指摘している。
- (9) 通行本の『綱目』（七家注本）には、「凡例」に關して以下の資料を附録している。「凡例」・「趙師淵考亭往來八書」・王柏「凡例後語」・文天祐「凡例識語」・倪士毅「凡例序」である。湯氏は「凡例」僞作説を主張する際にこのうちの「趙師淵考亭往來八書」のみしか扱っていないが、中砂氏はこれらの史料を一體的に扱う必要があると指摘している。
- (10) 『朱文公文集』卷七五「資治通鑑綱目序」／『朱子全書』第二四冊「先正溫國司馬文正公、受詔編集資治通鑑既成。又撮其精要之語、別爲目錄三十卷并上之。晚病本書太詳、目錄太簡、更著舉要歷八十卷以適厥中、而未成也。紹興初、故侍讀南陽胡文定公始復因公遺藁修成舉要補遺若干卷、則其文愈約、而事愈備矣。然往者得於其家而伏讀之、猶竊自病記識之弗彊、不能有以領其要而及其詳也。故嘗過不自料、輒與同志因兩公四書別爲義例、增損鑿括、以就此編。」
- (11) 本稿が引用する『大事記』のテキストは、『呂祖謙全集』第八冊（浙
- 江古籍出版社、二〇〇八年）所收『大事記』を用いた。『呂祖謙全集』本「大事記」は、文淵閣四庫全書本を底本に、武英殿聚珍版、同治年間の胡鳳丹編の金華叢書本、國家圖書館藏明刻本、清抄本、殘宋本を用いて對校した、とする。
- (12) 『大事記原序』／『呂祖謙全集』第八冊、三頁「起春秋後、訖於五代、分爲若干卷、通釋若干卷、解題若干卷、合若干卷。」
- (13) 『朱文公文集』卷三三「答呂伯恭」／『朱子全書』第二一冊、一四五九頁「綱目草藁畧具、俟寫校淨本畢、即且休歇數月。」朱熹の書簡の年代考證は、陳來『朱子書信編年考證（增訂版）』（生活・讀書・新知三連書店、二〇〇七年）に據った。
- (14) 「獻侯」は陳平の諡號であるから、現行の「凡例」の規定に従えば本文に對して注で記さねばならないはずだが、この點については「綱目」初稿・現行本ともにそのようにはなっていない。
- (15) 司馬光の凡例は、南宋の乾道年間に司馬光の子孫の司馬伋によって、『通鑑前例』という名で出版されていたようであるが、序文の内容から、司馬光當時の姿を完全な形で傳えたものではなかったことがわかる。近年、鄺國義『通鑑釋例』三十六例的新發現（『史林』一九九五年、四期）が「增節入注附音司馬溫公資治通鑑」から『通鑑釋例』（『通鑑前例』に同じ）の佚文を發見した、とするが、そこにもこの例は見えない。
- (16) 『述朱質疑』卷七「資治通鑑綱目跋」「大夫揚雄死。此雖綱目之特筆、實溫公之舊例也。春秋書崩薨卒而不書死。曲禮曰、庶人曰死。庶人不得見於史。故不書死、此春秋之例也。」『禮記』曲禮下「天子死曰崩、諸侯曰薨、大夫曰卒、士曰不祿、庶人曰死。」
- (17) 「凡例」の注については、元代に出版された「凡例」の諸版本の中には注を含まないものも存在したと推測されることから、朱熹の作であるのか疑問を呈する見方も存在する（中砂書）。しかし、注の内容には特殊な凡例が基づいている典據が逐一示されており、また條文に加

えて注の内容も含めて初めて規定の意圖するところが明確となる例が含まれており、實際に「凡例」を執筆した者でなくては書さえない内容と考えられる。本稿では「凡例」の注は朱熹の自注として扱う。

『綱目提要』は現存しないが、七家注『綱目』所收の汪克寛『綱目考異』に引用されている。『綱目』の當該の網文「孟軻去魏適齊」に對して「考異」は「提要無孟軻去魏適齊六字」と記す。

『語類』卷一〇五、陳淳・黃義剛同錄。「某嘗作通鑑綱目、有無統之說。此書今未及修、後之君子必有取焉。溫公只要編年號相續、此等處、須把一箇書帝、書崩、而餘書主、書殂。既不是他臣子、又不是他史官、只如旁人立看一般、何故作此尊奉之態。此等處、合只書甲子、而附注年號於其下、如魏黃初幾年、蜀章武幾年、吳龍幾年之類、方爲是。」

『語類』卷一〇五、餘大雅錄「問。武后擅唐、則可書云。帝在房陵。呂氏在漢、所謂少帝者、又非惠帝子、則宜何書。曰。彼謂非惠帝子者、乃漢之大臣不欲當弑逆之名耳。既云後宮美人子、則是明其非正嫡元子耳。」

(21) 田中謙二は趙師淵の入門時期を乾道八年以前と考えるようだが、これは乾道八年の『綱目』の序文作成時を『綱目』の完成時期と見る前提に立っているので正しくない。趙師淵の入門時期の考證については、顧少華『資治通鑑綱目』筆者問題新探（『史學史研究』第一六五號、二〇一七年）を参照。なお顧氏もこの論考で「凡例」や「朱子手書」偽作説の問題點を指摘しつつ、現行の「凡例」は眞作であろうと推定する。

附屬資料 『大事記』所引『綱目』初稿と宋版『綱目』

『綱目』初稿をそのまま引用していると考えられ（「以…修」の表記でない）、かつ現行の『綱目』とテキストが一致しないものには「○」を付す。

◎周赧王元年

『大事記』…孟軻致爲臣於齊而歸（通鑑綱目）
『綱目』…孟軻去齊。

・秦始皇二十六年

『大事記』…定爲水德以十月爲歲首。色尚黑、音尚大呂、數以六爲紀。（以通鑑綱目、封禪書修）

『綱目』…定爲水德、以十月爲歲首。

◎秦始皇帝二十七年

『大事記』…巡隴西北地、至雞頭山、過回中。（通鑑綱目）
『綱目』…帝巡隴西北地、至雞頭山、過回中。

・秦始皇帝三十二年

『大事記』…東巡、刻碣石門。壞城郭、決隄防。考入海方士。遂巡業北邊、道上郡入。（以通鑑綱目・本紀・封禪書修）

『綱目』…三十二年。東巡、刻碣石門。壞城郭、決隄防。

・秦二世皇帝三年八月

『大事記』…趙高弑帝于望夷宮、立子嬰爲王。（通鑑綱目）
『綱目』…趙高弑帝于望夷宮、立子嬰爲王。

・楚義帝元年

『大事記』…西楚霸王不遣。韓王成就國、廢爲樸侯尋、殺之。張良復歸漢。（以世家通鑑綱目修）

『綱目』…西楚殺韓王成、張良復歸漢。

◎漢高帝二年 西楚霸王二年

『大事記』…冬十月、西楚霸王項籍弑義帝（通鑑綱目）

『綱目』…丙申（西楚二年、漢二年）冬十月、西楚霸王項籍弑義帝於江中。

· 漢高皇帝三年 西楚霸王三年

『大事記』…漢遣酈食其說齊、下之。（通鑑綱目）

『綱目』…漢遣酈食其說齊、下之。

· 漢太祖高皇帝五年

『大事記』…以季布爲郎中、斬丁公以徇。（以通鑑綱目修）

『綱目』…以季布爲郎中、斬丁公以徇。

· 漢太祖高皇帝十一年

『大事記』…二月、立郡國朝獻口賦法。（以通鑑綱目修）

『綱目』…二月、立王侯朝獻郡國口賦法。

◎漢太祖高皇帝十一年

『大事記』…詔郡國求賢。（通鑑綱目）

『綱目』…詔郡國求遺賢。

◎孝惠帝七年

『大事記』…太后使呂產將南北軍。（通鑑綱目）

『綱目』…太后使呂臺呂產將南北軍。

◎漢孝文皇帝二年

『大事記』…丞相曲逆獻侯陳平薨（通鑑綱目）

『綱目』…丞相曲逆獻侯陳平卒。

· 漢孝文皇帝十年

『大事記』…將軍薄昭有罪、自殺（通鑑綱目）

『綱目』…將軍薄昭有罪、自殺。

· 漢孝文皇帝後元年六月

『大事記』…復與匈奴和親（通鑑綱目）

『綱目』…復與匈奴和親。

· 甲申漢孝文皇帝後七年

『大事記』…帝崩于未央宮、遺詔短喪。（以本紀·通鑑綱目修。）

『綱目』…帝崩、遺詔短喪。

◎漢孝景皇帝元年

『大事記』…尊高皇帝爲太祖、孝文皇帝爲太宗、令郡國皆立廟。（通鑑綱目）

『綱目』…尊高皇帝爲太祖、孝文皇帝爲太宗、令郡國皆立太宗廟。

· 漢孝景皇帝元年

『大事記』…詔聽民徙寬大地。（通鑑綱目）

『綱目』…詔聽民徙寬大地。

· 五月春正月

『大事記』…減笞法。（通鑑綱目）

『綱目』…減笞法。

· 漢孝景皇帝五年

『大事記』…作陽陵邑、募民徙居之。（通鑑綱目）

『綱目』…作陽陵邑、募民徙居之。

◎漢孝景皇帝中二年

『大事記』…梁王武使人刺殺故楚相袁盎、詣闕謝罪。(通鑑綱目)
『綱目』…梁王武使人殺袁盎、詣闕謝罪。

・漢孝景皇帝後三年春正月

『大事記』…春、正月、詔勸農桑、禁采黃金珠玉。(通鑑綱目)

『綱目』…春、正月、詔勸農桑、禁采黃金珠玉。

・漢孝武皇帝建元六年

『大事記』…與匈奴和親。(通鑑綱目)

『綱目』…與匈奴和親。

・漢孝武皇帝元光二年

『大事記』…立太乙祠。(通鑑綱目)

『綱目』…立太乙祠。

・甲寅漢孝武皇帝元朔二年

『大事記』…徙郡國豪傑於茂陵。(通鑑綱目)

『綱目』…徙郡國豪傑於茂陵。

・漢孝武皇帝元狩元年

『大事記』…淮南王安・衡山王賜謀反、自殺。(通鑑綱目)

『綱目』…淮南王安・衡山王賜謀反、自殺。

・漢孝武皇帝元狩四年

『大事記』…文成將軍少翁伏誅。(以通鑑綱目修)

『綱目』…方士文成將將軍少翁伏誅。

・漢孝武皇帝元鼎三年

『大事記』…令株送徒入財補郎。(以平準書通鑑綱目修)

『綱目』…令株送徒入財補郎。

・漢孝武皇帝元鼎四年

『大事記』…封周後姬嘉爲周子南君。(通鑑綱目)

『綱目』…封周後姬嘉爲周子南君。

・漢孝武皇帝元鼎五年

『大事記』…賜卜式爵關內侯。(通鑑綱目)

『綱目』…賜卜式爵關內侯。